

北上市告示甲第79号

北上市不当要求行為等対策要綱（平成16年北上市告示第81号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月2日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(不当要求行為等)</p> <p>第3 この告示において不当要求行為等とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 暴力行為を用いて<u>不当な要求をする</u>行為</p> <p>(2) 威圧的な言動により職員に嫌悪の情を抱かせ<u>不当な</u>要求を強要する行為</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 正当な権利行使を偽装した<u>違法</u>又は社会常識を逸脱した手段による金銭若しくは権利を<u>不当に</u>要求する行為</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(対策委員会)</p> <p>第6 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 委員長は企画部長を、副委員長は<u>教育部長</u>をもって充てる。</p> <p>5 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p>	<p>(不当要求行為等)</p> <p>第3 この告示において不当要求行為等とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 暴力行為を用いて<u>要求の実現を図ろうとする</u>行為</p> <p>(2) 威圧的な言動により職員に嫌悪の情を抱かせ<u>要求の実現</u>を強要する行為</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 正当な権利行使を偽装した<u>違法な</u>又は社会常識を逸脱した手段による金銭<u>又は</u>権利を要求する行為</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(対策委員会)</p> <p>第6 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 委員長は企画部長を、副委員長は<u>危機管理監</u>をもって充てる。</p> <p>5 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。</p>

(1)～(8) [略]

(1)～(8) [略]

(9) 教育部長

備考 改正部分は、下線の部分である。